総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

資料3

令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方

令和7年10月
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

【検討事項①】令和7年度以降の電話のユニバーサルサービスに係る交付金の金額の算定方法

■ **「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」答申**（令和7年4月2日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会）

- **NTT東西のPSTN網のIP網への移行後（令和7年1月～3月）の電話のユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定に当たってのLRICモデルの適用方法**について、以下の点を提言。
  - ✓ NTT東西が令和7年1月までにIP網への移行を完了したことから、**第9次IP-LRICモデルのみで補填額を算定**。（第8次PSTN-LRICモデルにより算定した補填額との加重平均値を用いない。）
  - ✓ 第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、**実際はメタル回線が設置されている加入者回線**については、**光回線とはみなさず、実際の回線種別（メタル回線）に基づき補填額を算定**。
  - ✓ 第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、**引き続き、FRT※の台数については、モデル外で補正を行うという暫定的対応を継続**。

※ Feeder Remote Terminal、き線点遠隔収容装置。

⇒ **令和7年度以降の電話のユニバーサルサービスに係る交付金の金額の算定方法について検討を行う必要。**

検討の方向性	理由
● 令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法について、**当面は、上記の3点を踏襲するべきではないか**。	● ユニバーサルサービス交付金制度は、令和9年度に最終保障提供責務の導入を予定しており※、**現行制度を含め、一体的・総合的に交付金制度の全体像を検討していく予定**。このため、**第一種適格電気通信事業者や支援機関における交付金算定等に係る事務負担**の観点からは、当面は、現行制度を継続させることが適当。 ※ 令和9年度から提供される最終保障提供責務に係るユニバーサルサービスを対象にした交付金は、令和11年度から交付が開始される予定。 ● また、**NTT東西は、加入電話について、2035年までにメタル回線から光回線・モバイル回線へ移行していくことを表明**しており、その状況を踏まえ、交付金額の算定方法等についても見直しが必要と考えられるが、現時点において、**その具体的な計画は検討中**。

【検討事項②】災害時用公衆電話への補填開始の可否、補填額の算定方法

■ **「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申** （令和4年9月20日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会）

- **災害時用公衆電話に係る補填の在り方**について、以下の点を提言。
  - ✓ 電話のユニバーサルサービス交付金による補填においても、**その対象をアクセス回線部分のみとすることが適当**。
  - ✓ 補填については、**国民負担を増やさない範囲で行われるべき**。
  - ✓ 第一種公衆電話の削減を開始する直前の補填額（令和3年度決算値を基に算定される令和4年度申請分）を「基準額」、令和4年度以降の第一種公衆電話の維持費との差額を「費用効率化効果額」とし、**当該額が撤去費用を上回ることになった場合に、災害時用公衆電話への補填を開始することについて検討するべき**。
  - ✓ 基本的に全額をユニバーサルサービス交付金の対象とすることが望ましいが、**災害時用公衆電話への補填開始後の「補填対象額」と「費用効率化効果額」との差額の扱いについて、補填開始の時期と併せて検討を行うべき**。

⇒ **災害時用公衆電話への補填開始の可否、補填額の算定方法について検討を行う必要。**

検討の方向性

- 令和4年答申を踏まえ、「費用効率化効果額 ＞ 第一種公衆電話の撤去費用に係る補填額」という状況が今後も続く可能性が高いことが確認できれば、**令和7年度決算値を基に算定される令和8年度申請分から補填を開始するべきではないか**。
- なお、その際、受益（交付金）と負担（負担金）の観点から、**過年度分（令和5年度・令和6年度決算値を基に算定される令和6年度・令和7年度申請分）については、補填を行わないとすることが適当ではないか**。
- また、公衆電話に係る負担金の負担軽減という観点から、令和4年答申を踏まえ、**災害時用公衆電話に係る補填額は、これに第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額を合算した額が「基準額」を上回らない限度とすることが適当ではないか**。
- 災害時用公衆電話に係る補填額の算定に当たっては、これが第一種公衆電話に比べて公共性や社会的必要性が高いサービスであること、必然的に赤字になるサービスであること、さらにNTT東西以外に提供者はいないこと等を踏まえ、**実際に要した費用をベースに算定することが適当ではないか**。
- 補填を開始する場合、**現在、接続料に転嫁されているアクセス回線費用**については、ユニバーサルサービス交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、**調整を行うことが適当ではないか**。

【参考】令和4年答申における災害時用公衆電話の補填に係る記載

■「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申
（令和4年9月20日 情報通信審議会 電気通信事業政策部会）（抄）

第4章 公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の在り方

第3節 災害時用公衆電話の補填

令和3年答申では、災害時用公衆電話について基本的にアクセス回線を補填対象とすることが適当としつつ、「第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を見極めた上で、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期について、適時適切に判断する必要がある」としている。

また、災害時用公衆電話の補填に当たっては、「第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない」ことが求められており、第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を具体的に把握する必要がある。

このため、災害時用公衆電話の補填額の算定方法の在り方については、撤去費用を含む第一種公衆電話への補填額との合計額も踏まえた上で検討を行った。

1）事業者からの意見

事業者からは、災害時用公衆電話の補填額算定方法について、主に以下の意見が出された。

- 災害時用公衆電話の維持コストは、公衆電話機能の接続料に加算することで、NTT東日本・西日本を含めた電気通信事業者全体で維持費を負担してきたが、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして維持していくことを踏まえれば、これに係るコストについては、原則、全額を補填の対象として整理することが妥当。
- 全額を補填の対象とすることが困難な場合、補填の対象外となる部分については、今後も引き続き接続料で精算する等、負担の公平性を確保するための仕組みが必要。
- アクセス回線の費用については、IP網への移行による影響はない。

2）委員からの意見

委員からは、主に以下の意見が出された。

- STEP1終了時よりも早い時期に、災害時用公衆電話の補填について検討が開始できるよう、削減計画や削減効果の状況をNTT東日本・西日本から聴取し、検討の時期を前倒しできるように注視していくことが必要。

3）方向性

災害時用公衆電話に係る費用については、現在、アクセス回線費用が接続料に転嫁され、電気通信事業者全体で維持費を負担してきたことに鑑み、ユニバーサルサービス基金による補填においても、令和3年答申で示したとおり、対象をアクセス回線部分のみとすることが適当である。

一方、災害時用公衆電話の補填は、国民負担を増やさない範囲で行われるべきものであるため、第一種公衆電話削減の具体的な効果を踏まえた上で、補填開始時期や具体的な算定方法について検討を行う必要がある。

このため、初期の折衝期間終了後若しくはSTEP1期間中から、第一種公衆電話の削減効果やNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、以下の点について検討を行うべきである。

- 第一種公衆電話の削減を行う直前の令和3年度決算値を基に算定される補填額（令和4年度申請分）を基準に、令和4年度以降の第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額を「費用効率化効果額」とし、当該額が撤去費用を上回ることになった場合に、災害時用公衆電話への補填を開始すること。
- 災害時用公衆電話の補填は、基本的に全額をユニバーサルサービス交付金の対象とすることが望ましいが、災害時用公衆電話への補填開始後の「補填対象額」と「費用効率化効果額」との差額の扱い（補填開始の時期と併せて検討を行う。）。

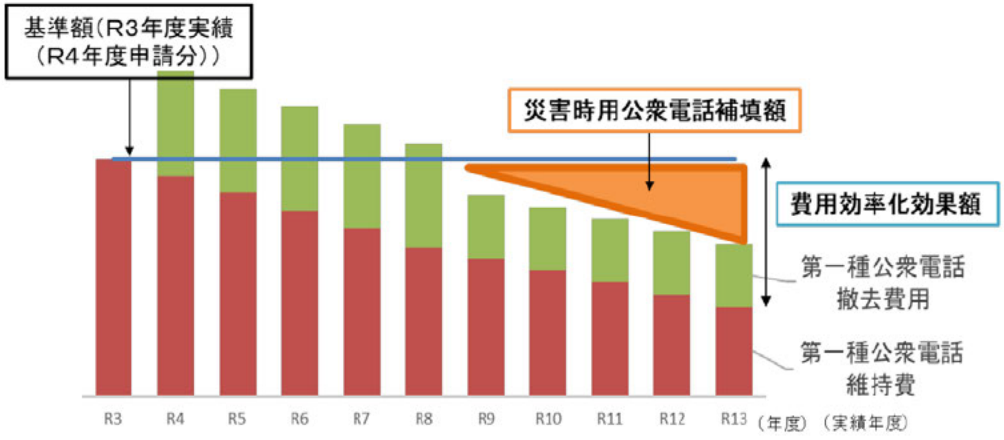

【参考】災害時用公衆電話の概要

災害時用公衆電話(事前配備)に関するNTT東西の取組

提供イメージ

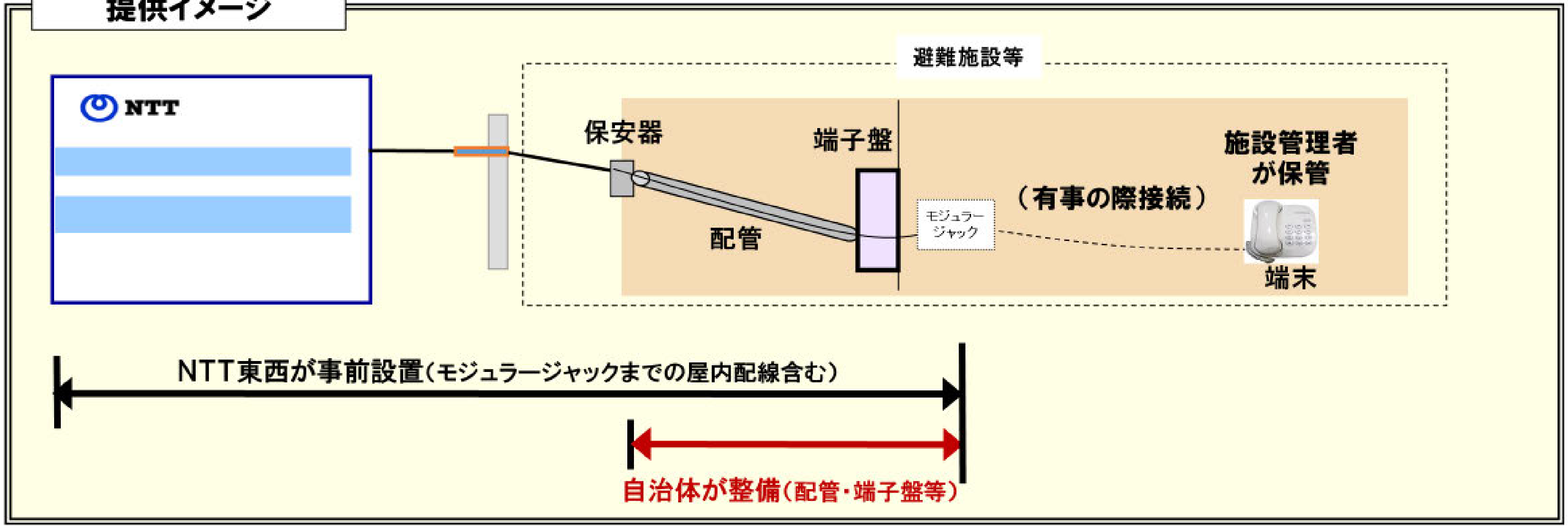

概要	平時には設置しないが、避難所開設等の場合には、端末を接続すれば電話が利用ができるよう、必要な設備(回線設備、端末等)を事前に配備
対象	自治体の管理する避難所指定施設(小中学校･公民館等)のうち、自治体の了解の得られるもの
利用開始の契機	「災害救助法」が適応された大規模災害等が発生した場合又はこれに準じた状況の場合において、避難所の開設により利用を開始
設置台数基準	1～5台 (避難所指定施設の規模による)
通話料	無料
通話規制等	災害時優先指定

※災害時用公衆電話に関しては、上記の事前配備のほか、市町村等からの要望に基づき避難所へ設置するものもある。

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会（第18回）資料2 「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方について」より抜粋